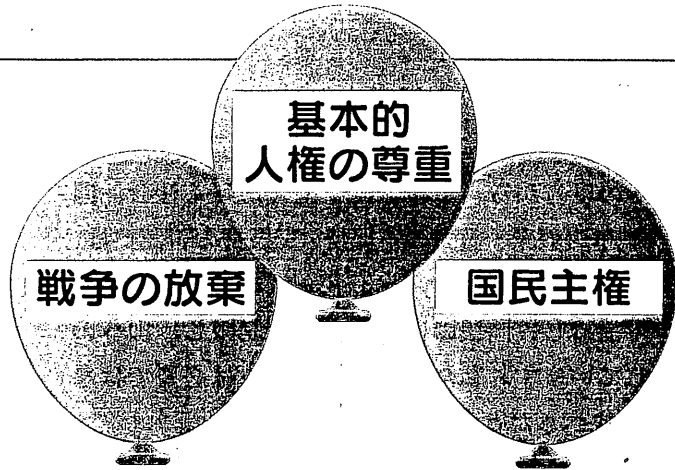


# まもりたい 雇用・くらし・いのち・平和 築きたい 憲法が輝く社会を



変えてはならない  
三つの原則



憲法は国民からの国への命令です。  
憲法の「三つの原則」は時代が変わったからと  
変えても良いというものではありません。

## 憲法は国の「指針」

これまで、  
憲法をいかすたたかいが  
現行の憲法の下で「健康で文化的な最低限度の生活」をする権利  
や、男女賃金差別の是正、働く権利などが前進してきました。  
こんな憲法をなぜ「改正」しようというのでしょうか？



私たちが行う行政の基本は憲法の  
理念をいかし、国民の基本的人権を  
実現することです。  
国が進めている「小さな政府」の  
行き過ぎは、国民の皆さんの雇用、  
くらし、いのちを支える公共サービ  
スを壊し人権を後退させています。

行政リストラではなく  
基本的人権をめざす行政、  
司法の確立を



### 国公労連

日本国家公務員労働組合連合会  
東京都港区西新橋 1-17-14 リハティ14 TEL 03-3502-6363

憲法「改正」反対署名にご協力ください

# 憲法「改正」に反対し、 「国民主権、恒久平和、基本的人権」の三原則に もとづく行政・司法の実現を求める請願署名

衆議院議長 様  
参議院議長 様

年 月 日

(紹介議員)

## 【請願趣旨】

日本国憲法は、悲惨な戦争とそれを押し進めた専制政治への反省から、平和と民主主義が輝く社会、国づくりを願う国民の声で誕生しました。なかでも第9条の「戦争の放棄、戦力の不保持・交戦権の否認」は、21世紀に輝きを増す平和の理念として国内外の人びとの支持を集めています。

しかし、今、憲法を変え、自衛隊の海外での戦争参加を可能にし、国民の自由や人権を制限し、国への従属を強いる動きが強まる中で、憲法「改正」論議が加速しています。私たちは、「改正」は必要ではなく、むしろその理念の具体化に向けて国が率先して役割を果たすべきだと考えています。

国民主権、恒久平和の理念を確固としてまもり、国民の基本的人権の実現を第一義の目的として、憲法を暮らしにいかす行政・司法の確立こそ求められています。その立場から次の請願事項の実施を求めます。

## 記

### 【請願事項】

- (1) 憲法9条の平和原則をまもり、いかすために、国内外のとりくみを強めていただくこと。
- (2) 国民の雇用、くらし、いのちをまもり、基本的人権の実現をめざす行政、司法を確立していただくこと。

氏名	住所

〈取扱団体〉

日本国家公務員労働組合連合会 (国公労連)

〒105-0003 東京都港区西新橋1-17-14 リバティ14ビル3F  
TEL 03-3502-6363